

議案第六一号

三朝町職員定数条例の一部を改正する条例について

三朝町職員定数条例の一部を別紙のとおり改正する。

昭和三十九年八月二十一日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和卅九年八月廿壹日原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



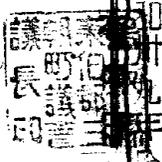
三朝町職員定数条例の一部を改正する条例

三朝町職員定数条例（昭和二十八年三朝町  
条例第七号）の一部を次のとおり改正  
する。

第二条 町長補助機関欄中

「一〇三人」を「一〇一人」に改める

附 則

この条例は、から施行する。